

一般社団法人日本福祉工学会東北支部会 会則

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この会は、一般社団法人日本福祉工学会定款第4条に基づいて設ける支部である。
- 2 この会は、一般社団法人日本福祉工学会東北支部会（以下「本会」という。）と称する。
- 3 本会の英文による表示は、TOHOKU Japan Society for Welfare Engineering とする。

(事務局)

- 第2条 本会の事務局を富士大学内に置き、富士大学に所属する正会員で構成する。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 本会は21世紀社会における医療・福祉工学の新生を目指して、医療・福祉・工学の知識を結合し、真の学際的研究を進めることによって新しいフロンティアを生み出すと共に、産業シーズを創成することを図り、もって学術・技術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は前条の目的に資するため、次の事業を行う。
- (1) 総会の開催
 - (2) 研究発表会、研究会、講演会、会員研修交流会、見学会等の開催
 - (3) 支部会活動の公開
 - (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 組織、会員、入会・退会、会費、権利及び役員

(組織)

- 第5条 本会は、東北各県に在住及び勤務する一般社団法人日本福祉工学会の会員、もしくは本会活動の賛同者をもって組織する。

(会員)

- 第6条 本会は、次の会員で構成する。
- (1) 正会員 本会の目的に賛同する個人、法人団体
 - (2) 学生会員 大学、大学院に在籍し、本会の目的に賛同する学生
 - (3) 名誉会員 本会総会の議決をもって推薦された個人

(入会・退会)

- 第7条 本会に入会するには、会則第3条の目的に賛同し、役員会の承認を受けなければならない。
- 2 退会するには、本会に届け出なければならない。
- 3 会費を3年以上滞納した者は会員資格を喪失する。

(会費)

- 第8条 本会の会員は、毎年度、定額の会費を納入しなければならない。
- 2 年会費額を500円とする。

(権利)

- 第9条 会員は、本会の行うすべての事業に参加する権利を有する。
- 2 会員は、本会の総会に出席し、意見を述べる権利を有する。
- 3 会員は、役員選挙権および被選挙権を有する。

(役員)

- 第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 幹事 若干名
幹事の互選により代表幹事および事務局長を選任することができる。
 - (4) 監事 1名
 - (5) 顧問 若干名
- 2 役員は総会において選任する。
 - 3 役員の任期は2年とする。但し、再任を防げない。
 - 4 役員の職務を次のとおりとする。
 - (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
 - (3) 幹事は、会務を担当し、事業遂行に当たる。
代表幹事は、事務局を総括し、事務局長は、事務局庶務を担当する。
 - (4) 監事は、本会の会計の状況を監査する。
 - (5) 顧問は、他の役員の諮問に応じて助言する。

第4章 会議

(会議、招集)

第11条 会議は総会及び役員会とする。

- 2 総会、役員会は会長がこれを招集し、必要がある場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会の決議は、出席した会員の過半数をもって行う。ただし、当該事項につき、あらかじめ書面をもって意思を表示した者または議事の委任者は、出席とみなす。
- 3 事務局は会議記録を作成する。

(総会)

第12条 定時総会は年1回とし、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算に関する事項
- (2) 事業報告および決算に関する事項
- (3) 会則に関する事項
- (4) 役員の選任に関する事項
- (5) その他、役員会が必要と認める事項

(役員会)

第13条 役員会は必要に応じ開催し、本会の重要事項を審議する。

第5章 会計、事業年度

(会計)

第14条 本会の収入は次のとおりとする。

- (1) 会員の納入する会費
- (2) 補助金及び寄附金
- (3) その他

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

第6章 附則

(会則の変更)

第16条 本会則は役員会の議決に基づき総会の承認を得て変更できる。

(2013年10月1日 制定 施行)